

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域は、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）における「第4章 環境影響を受ける範囲と認められる地域」を参考に、事業特性、地域特性を考慮して図4.1に示す対象事業実施区域の周辺1kmの範囲を設定した。

「環境影響評価を実施しようとする地域」の設定の考え方は表4.1に示すとおりである。

なお、景観については、計画段階環境配慮書に対する知事意見、甲賀市長意見、一般意見において、対象事業実施区域から1kmの調査地域以遠に主要な眺望点の存在が指摘されていることなどにも留意し、調査対象項目に係る事業特性及び地域特性に応じ、必要に応じ適宜範囲を広げて現況調査は行う。

表 4.1 調査地域の設定の考え方

環境影響評価を実施しようとする地域は、以下の①～②の範囲を包含する範囲とする。

- ① 対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。
- ② 対象事業実施区域からの工事中の濁水および供用後の浸透水の排水先である次郎九郎川が田村川に合流後の地点までの範囲（水質に係る影響範囲）^{注)}。

注) 水質に係る影響範囲：対象事業実施区域およびその周辺の流域面積は、地形図上で概算すると、対象事業実施区域の流域面積が 17ha であるのに対し、次郎九郎川の流域面積は約 250ha(15 倍)、田村川の流域面積は約 5,000ha(294 倍)である。したがって、対象事業実施区域の流域面積の 100 倍流域範囲は、次郎九郎川が田村川に合流後、野洲川に合流するまでの範囲（対象事業実施区域から 1km 以内）で十分であると考えられる。



図 4.1 環境影響評価を実施しようとする地域（調査地域）